

## 幕末における被差別民の敵討ち（２）

片 倉 穰

はじめに

本誌『人間科学』第38号（2010年3月）に拙稿「(研究ノート) 幕末における被差別民の敵討ち」を掲載していただいた。その後も、基本史料「白石本郷乞食孝行讎討留書」と「討賊始末」に沈潜し、あれこれ推論を重ねてきた。その結果、といっても経過報告だが、いくつかの問題点につき加筆する必要がある、と考えるにいたった。

ここに、前稿を補正しつつ、新たな問題点を提示し、この敵討ちをとおして、身分差別と闘った被差別民の苛酷な現実と生き様をより深く考察してみたい。あわせてこの敵討ちを、被差別民解放闘争史上に位置づけるための検討材料として提供したいと思う。文中、前稿と重複する部分もあるが、論点の補足と研究の深化を目指すという意味でご容赦いただきたい。

### （１）仙台藩白石城下の被差別民岩五郎の敵討ち

#### ①「乞食」身分内部の身分差別

仙台藩の上記「留書」によると、嘉永7年（1854）2月9日の七ツ半ごろ岩次郎は、息子の岩五郎、「弟子」の吉五郎を伴って大黒舞を演じ、戸別巡回の途中、油屋清吉方（一書に、亘理町の谷津屋半兵衛宅に至るとある）で振舞い酒を飲み、延命寺（真言宗瑞珠山中道坊延命寺<sup>1)</sup>、ただし、円明寺と記す

文献もある)前を通り過ぎようとした。この時、「癩人小屋」に泊まっていた磐城「無籍」(「無宿」)の近松および武州「番非人」富吉と争論になって殺害され、これが岩五郎による敵討ちの発端となった。

この大黒舞門付けの戸別訪問は、「乞食小屋主」の業務(「家職」)なのだが、そこに「乞食小屋主」岩次郎が「弟子」吉五郎を伴って巡回していた。この「弟子」に関しては、別に「家奴」と記した文献も見受けられるが、「乞食」身分内の身分差別を示す用語であり、「乞食小屋主」に従属した「乞食」を指称する。

例えば、近くの群馬などにも「長吏」なる被差別民のなかに「家来」と称される身分階層があった。すでに指摘されているように、近世の身分制にあっては、被差別民内部においても複数の階層が差別的に定められ、上下支配従属関係にあった。だから、縁組でも、細分化された同一身分同士の間で取り結ばれるのが一般的だったようだ<sup>2)</sup>。

白石城下の「乞食」身分においても、「乞食小屋主」の縁組相手は「乞食小屋主」であり、一般の「乞食」なら「乞食」同士が相応の相手として縁組対象とされたのであろう。まさに、差別のなかに差別を設けるという理不尽な支配者の意図を、岩次郎の大黒舞門付けをとおして窺知することができる。

犯人の近松と富吉は、近くの「癩人小屋」に宿泊しており、近松が「癩人小屋」に逃げ込んだところを、岩五郎に捕らえられた。「癩人小屋」にも「癩人小屋主」が存在したはずだが、十手佩用を許された岩次郎の子岩五郎が、「癩人小屋」に飛び込んで隠れていた近松を捕らえても「お咎め」を受けることはなかった。警察の下部機関の代行であった。

## ②近松と富吉に対する減刑措置＝恩赦か

「留書」によると、岩五郎が連行した近松と富吉について藩当局は、糾明のうえ江ノ嶋への流罪とした。

他国から流浪・入国し、殺人を犯した犯人は通常、死刑に処断されて然るべきだが、また、岩五郎も、当然「お上」が死刑を執行してくれるものと期待し、それ故に両人の身柄を届けたはずだった。期待が裏切られた形となり、

この時点から敵討ちへと、事態は新たな展開を見せる。「留書」には、なぜ死一等を減じて流罪としたのか、その間の事情について言及がない。

ところが、前稿でも指摘したように、『仙藩復讐伝』『刈田郡誌』や『仙台人名大辞書』などには当時、たまたま恩赦があり、これが適用されて死刑から流刑に減刑された、すなわち恩赦による減刑措置が講ぜられたと述べている。

「赦とは朝廷、幕府又は領主等に於て吉凶ありし時若しくは功德追福の爲其他特別の事情ある場合に罪囚の罪を宥免するを謂ふのである。」が<sup>3)</sup>、改元や、領主の子女生誕の際にも実施された。『宮城県通史』には、『治家記録』などにより、仙台伊達藩でも承応3年（1654）3月14日から寛政3年（1791）正月18日までの間に同藩領主による「特赦及び大赦」の事例を掲げている<sup>4)</sup>。ここには改元による恩赦は例示されていないが、当の近松と富吉が流罪に処せられた嘉永7年（1854）11月23日は、まさに安政元年（1854）と改元されることになる11月27日の4日前であり、彼らの罪一等を減じた処置がこの時の改元に基づく恩赦によるものだという解釈は、十分に成り立つ<sup>5)</sup>。よって今後、小野寺らの解釈（恩赦）の史料的根拠（出典）を探し求めたい。

### ③岩五郎の敵討ちを支援した人々＝「平人混入」「平人紛れ」

これも「留書」には記載されていないのだが、岩五郎が敵討ちを決意し、「乞食小屋」を出て敵の動静を探る行動に移った時、「土人義を好む者あり、陰かに其の力を助くと言ふ。」（『仙藩復讐伝』）、「白石町民に告別して之に赴く、町民憐みて種々の便宜を与ふ。」（『刈田郡誌』）という記述などが注目される。「土人」を、被差別民のみを指称した用語だ、とは限定できない。岩五郎に対し「平人」（「地下人」）からの情報提供があったようだ。これにより、岩次郎・岩五郎父子と「平人」との間にある程度の接触・交流が存在したことを想定させる。こういう被差別民と「平人」との身分を超えた接触・交流は、明らかに藩権力が忌避し、厳禁の対象とする行為であった。逆にそれは、権力による身分分離政策への闘いでもあった。

岩五郎が「平人」からの支援を得られた背景には、藩当局から表彰される

ほどの父子二代にわたる孝養心が地域の人々に知れわたり、その優れた人間性が地域で高く評価されていたことを想定したい。それは単なる同情心だけではなかったのではないか。岩五郎の敵討ち成就には、このような「平人」からの支援・助成、すなわち「平人混入」「平人紛れ」を思わせる一現象が存在していたのではなからうか。これは看過できないことである。

#### ④岩五郎の身分引き上げ問題

すでに前稿でも触れたことだが、藩当局のなかには岩五郎の敵討ちを「奇特之事」と高く評価し、「平人」への身分引き上げ（「身上がり」「脱賤化」）を主張する声も出たようだ。そこで、藩から「公迎」（幕府当局）にその意向を伺ったところ、百姓・町人と混入するような、従来の風俗（身分秩序）を破ることをしてはならぬ、「えた」や「非人」にふさわしい賞を与えるべきだというお達しがあったという。この際、幕府がどういう手続き、経緯でこのような判断を下したのか明らかではない。

ところで、「平人」への身分引き上げ問題に関しては、諸先学によっていくつかの事例が紹介され、岩五郎の場合を検討するうえで参考になる。ここでは次の三例を挙げてみよう。

（ア）但馬国生野代官所の裁判記録（「生野代官所文書」、筆者未見）のなかに、関東武蔵国榛沢<sup>はんざわ</sup>新戒村の被差別民「えた」は、いわゆる「医は仁術」の精神で村民の信頼を得るために村民から彼の身分を引き上げ、医者にしてほしいと訴え出た。村民の訴えに対し奉行所は、「非人」素姓（素性）の者は「平人」にはできない作法になっているという江戸浅草弾左衛門の「書付」をもって返答したという。

この事例は、「えた医道」のものの医者への引き上げには直接答えなかったが、おそらく「非人素姓のもの」扱いとし、村民の願いは叶えられなかった、と解されている<sup>6)</sup>。

（イ）天明年間（1781～1789）、伏見奉行小堀政方の暴政に身命を賭して闘った義民の貴重な記録・伏酔隠士著<sup>まさみち</sup>「雨中之鐘子<sup>うちゅうのかんす</sup>」によると、高瀬川近くの墓地で働いていた「煙亡<sup>おんぼう</sup>」（「非人」「乞食」の類）の市兵衛と忠兵衛が医術を

身につけ、小児などの治療に勤め、地域の人々から信頼され（「平人混入」）、しだいに財を蓄えた。これに目をつけた奉行小堀は、市兵衛らに多額の御御金を申し付けた。その代償として二人は姓を名乗り、帯刀し、駕籠に乗ることを許され、身分を引き上げられたとある<sup>7)</sup>。

これまでの解釈では、奉行が二人の身分を引き上げたのは、彼らを「非人素姓のもの」ではなく、「平人より一旦非人に加わりたるもの」と認定したからであろうということになっている。すなわち、「平人より非人に加わりたるもの」は10か年以内であり、かつ犯罪で「非人」となったもの、そして縁者から「平人」引き上げの申し出があれば、もとの「平人」に戻ることが許されるという当時の「作法」が適用された、というわけである。

（ウ）寛政元年（1789）8月9日付けの江戸浅草弾左衛門の上申書のなかに、「狩込無宿」の者が「非人」となった後に「平人」となる申し立てに対して、弾左衛門が意見を具申した記事が見える。ここでも弾左衛門は、「非人素生（素性、素姓）」の者は「素人」（<sup>しろうと</sup>「平人」）に戻れるという原則的な判断基準を具申している<sup>8)</sup>。

以上の諸事例を参照して岩五郎の場合を推考すると、岩五郎の身分引き上げについて問われた「公辺」（幕府）は、上記（イ）の時のように弾左衛門の意向を聴取したか否かは不明だが、少なくとも、岩五郎は実父の代から「乞食（乞食主）」であったから、例の「非人」転落後10か年以内云々の「足洗い」の作法を適応できないことが、拒否回答の主要な理由だったのではないかと推測する<sup>9)</sup>。

結果論からも言えることだが、仮に「公辺」から弾左衛門に見解が求められたとしても、岩五郎の条件の下では、弾左衛門としては否定的な具申をしたに相違あるまい。上記の諸事例からそのように考えざるを得ない。

伊達藩、そして白石城当局においては、この「公辺」からのお達しを覆して、岩五郎の身分引き上げを敢行するだけの藩内世論が熟成されていなかったのではなからうか。

#### ⑤岩五郎父子に対する建碑計画中止の理由

庄司一郎『白石町誌』には、かつて岩五郎父子の頌徳碑を建てる計画があり、白石町の発起人川村豊吉が中心となって寄付金を募集中で、大正14年(1925)末ごろに完成予定、と記されていた。

しかし、この建碑計画は達成されず、未完に終わった。なぜか、その理由は定かではない。建立資金に問題があったのか、建設を潔しとしない地域の世論があったのであろうか。この問題に関しては、白石市図書館の調査結果によると、岩五郎父子頌徳碑が建立されなかったのは、寄付金が集まらなかったのではないかと推測されるという。なお同図書館からは、発起人の川村豊吉は白石城主家臣の分家筋に当たる川村彦四郎の子孫であるというご教示もいただいた。ご懇篤な調査活動(2011年2月23日付け回答書と関連資料提供)に対して深謝申し上げます。

同じ被差別民の「奇特之事」に対し、長州では顕彰碑が建立されたのに、白石では建碑が計画段階で終わった。この敵討ちを、その後の地域社会がどう受け止めてきたのか。とくに、被差別民解放の視点から、地域社会がこの問題をどう捉えてきたか、さらに検討を深める必要がある。ちなみに、後述の登波については横山健堂が「登波は油谷湾の誇<sup>(マツ)</sup>である。」と絶賛している<sup>10)</sup>。白石・仙台においても、これと同様の評価が語り伝えられてきたのであろうか。

## (2) 登波の敵討ちをめぐる問題点

### ①手続き上から見た被差別民の敵討ち

二人の敵討ちは、どちらも藩の許可なしの敵討ちだった。岩五郎もそうであったように、登波も再三その許可を求めたが、そのつど不許可、または引き延ばしだった。当時、「平人」の敵討ちも許可されるのは珍しく、ほとんど無認可の敵討ちだったようだ。両人は被差別民だということで、なおさら認可されなかった可能性もある。ましてや、登波は女性であり、藩内には返り討ちを避けるという「配慮」もあったようだ<sup>11)</sup>。また、被差別民の敵討ちに関

する前例や法規がなかったということも、これを認可に踏み切れない理由の一つだったかも知れない。しかし公権力の、この申請に対する拒否あるいは消極的姿勢は、当事者による敵討ちへの意欲を逆に増幅させた。

### ②幸吉・登波一家の婚姻関係＝「宮番」同士の縁組が中心だが

幸吉も登波も、どちらももと百姓、ともに困窮・零落して他郷に移動、物貰い体を経て「宮番」同士で縁組した。登波の姉伊勢も俵山の「宮番」浅吉に嫁いだ。

長州では「宮番」の住居は東部に偏在し、孤立分散型（各村に数名）だから、近隣の宰判内の「宮番」との縁組が多かったであろう。幸吉の妹松は、あかまがびき赤間関（下関）で出稼ぎ奉公をしていた折に、自称石見浪人の枯木龍之進に嫁いだ。しかし、龍之進が安芸の被差別民だということを、登波たちは知らなかったらしい。

なお、近世の赤間関は、貴賤を問わずヒト・モノ・情報の輻輳するところ。被差別民などにとっても、生きていくための格好の出稼ぎ奉公先であった。登波の弟勇助も、松から赤間関に「相応よめの婦」がいることを紹介されていた<sup>12)</sup>。おそらく「宮番」の勇助にとっての「相応の婦」とは、「宮番」などの被差別民を想定した表現であろう。

### ③登波の旅立ち＝手形の問題

長州藩でも、藩士から僧侶・百姓・町人にいたるまで、他国往来にはその許可免許状たる往来手形が必要だった。百姓・町人にはその願書に、町方は町年寄、在々は庄屋・目代、給地は船主または手代の奥書を付して代官所へ願ひ、代官所が許可の免状＝往来手形を交付した、という<sup>13)</sup>。万治・文政年間には他国出国往来手形に関する法規が発令されている<sup>14)</sup>。

これを踏まえると、登波はなんらかの手形（切手・女手形・関所手形）を持参して出国した、と推考することが可能だが、しかし、無手形で出国した可能性も皆無とは言えない。往来手形を持参して出国したとしても、生国・人名・身分や目的を正確に記載したかどうか疑わしい。例えば、龍之進の遺品のなかに往来手形（天保11年2月付け、発行は寺院）があったが、彼は百

姓身分であり、その寺の檀家の人間であることが明記されていた。これも一つの闘いなのである。

ところで深井甚三氏は、東国では、旅立ちに際し持参する往来手形も、小頭が村役人として作成できるので、わざわざ身分を記載する必要がなかった。農民・百姓と外見を変える必要もなく、旅籠屋に宿泊しながら旅を楽しめたという<sup>15)</sup>。

近世の女性旅を研究した著作のなかには、女性たちは無手形で、関所抜けのスリルを味わい、楽しんでいたりとか、関所役人も、見て見ぬ振りをしていたりなどと記し、幕藩体制の旅規制を過小評価するかのよう叙述が見られる。被差別民で敵討ちを目的とした登波の場合、そんな余裕はとてなかつたであろう。

以上を要するに、旅立ちに当たって登波は、藩当局の敵討ち免許状を得ないまま出立。しかし、大庄屋・庄屋あるいは畔頭くろがしら廻り、そして身近な懇意の人にはこの旅の真の目的をもらしていた。庄屋などの村役人が書いてくれた往来手形などを持参したとしても、上記深井氏の叙述にあるように、また、龍之進の往来手形が示すように、当の手形には「宮番」身分だということは明記されていなかったのではあるまいか。「宮番」を「家職」とする身分の妻が庄屋などの村役人に無断で出立したとは、容易に想定できないし、いつまで続くか分明でないこの旅には、夫の理解、そして親族および近在の人々の支援が欠かせなかつた。

登波の一族に伯父茂兵衛なる人物がいた。茂兵衛は、のち龍之進の所在が判明し、藩の許可を受けないまま、登波が亀松同伴で下関に向かった時、登波の背中を後押しした人物だった<sup>16)</sup>。「討賊始末」に「然る処滝部・川尻其の外にても親類所縁の者之れなく…」とあるように、登波には親類縁者は少なかつたようだが、身内のなかにも登波の行動を理解し、支援する人がいたことは言うまでもない。

松陰も述べたように、旅装はきわめて簡単。巡礼まがいの旅装束で、少なくとも柄杓ひしゃくと七首あいくちの類は持参したであろう。柄杓は、「施行」「喜捨」「合力」



や宿泊などを求めるための旅の必需品であった<sup>17)</sup>。登波は「宮番」の妻だったから、ある程度、旅に関する情報は持っていたと思われる。

#### ④12年の長旅を可能にした路銀

「宮番」という役柄、そして田畑を耕作するなど<sup>18)</sup>、被差別民のなかでも多少の蓄えがあったとしても、とても12年の長旅を支え切れるものではなかった。事実上、無銭旅行に近かった。

女旅人のなかには、ある秋田の女性のように、二十五両の大金を持参して旅に出た者もいたが<sup>19)</sup>、これは登波の路銀問題を考える参考資料にはならない。むしろ、わずかな金を懐にし、途中、農事の手伝いや「乞食」をしながら長旅を続ける<sup>20)</sup>。抜け参り参宮では労働による旅費稼ぎ、物乞いが普通であり、至る所で志をもらい、野宿、昼夜歩きの旅だった<sup>21)</sup>。登波の旅も、これと大同小異、いやこれ以上の難行苦行だった。巡礼姿の登波が途中、「道の者」一行に紛れ込む場合もあった<sup>22)</sup>。まことに、「其間睡樹下、宿草間窘遇困値為炊婦為乞丐危苦艱險無所不至」<sup>23)</sup>も、登波の旅の一実態を形容した表現であろう。

総じて登波は、当時の巡礼・参拝のための地域・宿場・寺社の慈善、民衆信仰が創出したヒトやモノのネットワーク、「旅は道づれ」、巡礼グループへの合流、真実を打ち明けた時の人々からの志、それに労働奉仕、さらには「宮番」という身分から体得した被差別民のネットワーク（情報提供と互助連帯の精神）をも、時には活用した旅だったと推考する。

#### ⑤百姓市右衛門・亀松父子との出会い

登波の長旅における一つの重要な節目として、百姓市右衛門・亀松父子（松陰の碑文には亀松らを「若柴駅民」と記す）との出会いがある。登波にとって彼らは命の恩人であった。

日光街道の付属街道とされる水戸街道、先住より7つ目の若柴宿で足掛け3年に及ぶ市右衛門一家との人間的交流（病気療養と労働奉仕など）のなかで登波は、亀松に助太刀を懇請した。亀松は、これを快諾し、人を介して父を説得した。登波が亀松に助太刀を求めた理由としては、①女一人旅の不安、②返り討ちの危険性、③市右衛門宅に長期滞在する過程で、この父子に人間

的信頼感を抱くようになったこと、などが挙げられる。

登波から亀松に助太刀の要請があり、これを亀松が応じる意向があることを人づてに聞いた市右衛門は、「素性も知れぬ女を連立ち出づること不納得にはあれど、…」<sup>24)</sup>とあるように、登波は、自分が「宮番」の妻であることを打ち明けていなかったようだ。しかし、正義感と冒険心の強い亀松に対しては、しかも助太刀を依頼するからには自らの身分を明かしていたに相違ない。身分差を乗り越えて助太刀を引き受けた亀松は、その後、長州藩に提出した「申上候事」のなかで、登波から、女一人旅では心細いと言って同道を依頼されたので「余儀なく召連れ順順罷り下り…」<sup>25)</sup>と述べたけれども、これは本音のすべてではあるまい。亀松には、単なる同情を超えた登波への共感、そして身分差別の厳しい現実に対する一定の理解があった、と思われる。「平人」のなかには、自らが人間らしく生きるための闘いを求める一方で、被差別民の闘いを非難したり、弾劾するという複雑な意識が錯綜していたから、亀松の助太刀を安直に美化するのは危険ではあるが<sup>26)</sup>、「討賊始末」全体を読んだ限りでは、亀松には登波という被差別民に対する人間愛が内在したと考える。自らの命を賭け、助太刀という形で連帯行動に踏み切った亀松の人間性には時代を超えて注目したい。この時代、彼が長男ではなかったという好条件に恵まれたとしても。百姓の子亀松が敵討ちに参加することで「平人」との連帯が成立し、この敵討ちは、幕藩権力の身分規制に対する勇氣ある闘いへと発展した。

登波は百姓を装い、百姓の家に宿泊する「平人混入」「平人紛れ」の闘いを展開していた。たとえば、安芸の龍之進実家の近くで田畑を耕作していた男に龍之進の消息を尋ねた時、「私共は関東辺の者にて小百姓に御座候と云へば、此の辺は××村にて龍之進も仲間中にて候、(あなた方は)御百姓に候はば此の辺に御宿は相成らず」<sup>27)</sup>とあり、結局、二人は河筋の小村の百姓屋に一泊し、さらに近くで二泊したという。これも、身分規制に対する闘いの一形態であった。

#### ⑥龍之進の遺体搬送拒否問題

「討賊始末」によると、天保12年（1841）3月21日にいたり、佐竹織部こと龍之進が被差別民だったという風聞が立ち、よって、かの地の役方の者が遺体搬送の人夫を差し出しがたいと申し出てきたので、当方の目明しが、龍之進は百姓だという一札を差し出したという<sup>28)</sup>。

実は、九州諸藩においても、被差別民はその行刑役務の末端（囚人護送、牢屋番役、牢死者片付け、遺体番人役、処刑執行の補助・片付けなど）に従事させられていた<sup>29)</sup>。豊前小倉藩でも、被差別民が「死骸取捨や護送」などを務めていたと思われる。だから、この搬送罪人が「平人」ではなく被差別民だという風聞が立った際、当地の被差別民が、本来の役務ではないとして拒否しようとしたのではないか<sup>30)</sup>。断定は時期尚早だが、問題提起しておきたい。

前稿でも触れたが、ここで少し補足しておきたい。それは、龍之進追及・逮捕に関して、長州と小倉両藩の目明しクラスがその任務に当たっていることである。

近世では、大名が容疑者捜索のためとはいえ、家臣を他藩に派遣することは認められていなかった。そこで大名は指名手配犯の逮捕などに目明しを使った。それは目明しの所属する犯罪者ネットワークを利用することに利点があった。罪人は他藩に逃げ込んでも、目明しならそのコネを使って追いつけることができたからだ、とされる<sup>31)</sup>。長州藩も、小倉藩に逃げ込んでいた龍之進逮捕を、「御公儀」に願い出るような面倒を避け、目明しを利用したということであろう。

### ⑦ 枯木龍之進の行動と人間関係

龍之進も、幕藩体制下の身分的・地域的境界を超えて行動した被差別民だった。この人物を、「要するに其の悖乱狂妄復た人理を以て論ずるに足らず」<sup>32)</sup>と切り捨てるだけでは問題の解決にはならない。

幕藩権力によって不当に、理不尽に被差別民として位置づけられた龍之進は、自ら主体的に生きるために、身分を隠したりして諸国を遍歴していた。松陰が「織部（龍之進の別名）事、住所は石見那賀郡・筑後久留米両所に構

へ、金銀貸借口入、又は売ト剣術指南をも致し、毎々御国中熊毛・都濃・小郡辺をも通路し、或は滞留せしこともあるよし、実に悪むべきの甚だしき者なり<sup>33)</sup>。」と記したように、石見那賀郡と筑後久留米の両所を拠点として、売ト、剣術指南、金銀貸借口入れ（仲介）を営み、御国（領国）のなかでは熊毛・都濃・小郡辺りを往来または滞留していた。しかし、その行動はこうした地域にとどまらず、安芸の実家と九州彦山の往還をも繰り返しつつ（彼は母や兄弟を見捨ててはいなかった）四国遍路、肥後（加藤清正公参詣）、肥前、石州、そして妻の実家のある長州、さらに「上方登り」を予定するなど、その行動範囲はきわめて広域に及んでいた。しかし最期は、法による裁きを避け、自刃の道を選んだ。

その人生はまた、流動性に富んでいた。彼の人間関係も、同道・一宿以来の浪人付き合いである自称因幡浪人田中文後や、先妻の娘千代を預けた肥前国河原村出身の「無宿非人」（松陰の碑文には「乞児」とも記す）小市、彦山の中門坊・梅本坊（松陰は千代を梅本坊が連れ帰り、中門坊に託したという）、そして千代（のち兎伊と改名）の夫となった彦山の宝蔵坊など、同じような身分あるいは境遇の者たちだった。また、各地域を往来するために石州那賀郡円光寺に往来手形を書いてもらい、長州大願寺に宿泊を依頼するなど、旅には寺院も利用していた。登波たちには自らの身分を明かさなかったが（これは生きるための知恵であり、闘いの一形態）、多数・多様の人々が集まる彦山でも、多くの人たちと交流関係を持っていた可能性もある<sup>34)</sup>。

龍之進の遺品となった証文・書状類のなかに、金銀貸借関係で京都中山大納言殿御内森石見、筑後国久留米領三瀞郡福光（現福岡県三瀞郡三瀞町福光）、大庄屋内田市太郎、石州那賀郡神主（現島根県江津市二宮町神主）大宝坊、久留米御用達大里屋善右衛門など、龍之進は金銭をめぐる生業のなかでこういう人物や施設ともかかわりを持っていたらしい。このうち、中山大納言御内（家中か）の森石見（森石見守あるいは森石見介を想定か）なる人物に関しては、中山忠能関係文書を調査したが、その実在か否か、いまだに確認できていない。創作された人物の可能性もあるが、速断は避けたい<sup>35)</sup>。龍之進

逮捕の後、姿をくらました佐竹渚と名乗る謎の人物もいたようだが（龍之進は自分の倅ではないと言う）、詳細は不明である。

境界を超えて生きた一被差別民を無残な殺人に追い込んだものはなにか。このような人物を創出した、時代状況やその背景を念頭に置いて考察する必要があるだろう。

#### ⑧惨劇の夜、甚兵衛宅に止宿した人々

惨劇の夜、甚兵衛宅に泊まった人々は甚兵衛一家（甚兵衛・幸吉・勇助・松・龍之進）、自称因幡浪人田中文後および百姓田中利右衛門（美祿郡嘉万村）であった。このうち、後者二人が問題である。通常、「宮番」宅に「平人」が止宿するには規制があったはずだ。とくに百姓利右衛門とは何者であろうか。「討賊始末」には、この人物について「尤も是れは爐の脇に臥せ居り、龍之進・文後へは一向出会ひ申さざりし<sup>36)</sup>。」とあって、当夜のもめごとには加わず、龍之進とも会うことはなかったという。しかし一方で、松陰の碑文には「龍意色殊悪、坐客為慰解之」と記し、龍之進の顔色険悪に対し、「坐客」がこれを慰めたとある。しかし、この「坐客」のなかで利右衛門がなんらかの役割を演じたのではなかったようだ。なぜなら、利右衛門は寝ていたので惨劇の現場を目撃していなかった。

事件直後の取調べにおける利右衛門の「口書」によると、当の利右衛門は、事件前日の27日に村を出て付野村（現下関市豊北町大字神田附野、眼病などにご利益のある附野薬師がある）の眼医者つくのの治療（「灸治」）を受けた。帰途、山岳霊場くろで知られる狗留孫山そんざん（御岳おたけとも呼ばれる。中腹に修善寺がある）に参詣したが、酒に酔い、宿を探す羽目に陥り、目代の孫三右衛門の仲介で甚兵衛宅に一宿することになったという<sup>37)</sup>。目代の口利き（「宿触」）による宿泊だから、いわゆる不法な「平人紛れ」ではなかろう。この夜の利右衛門にも甚兵衛にも、「宮番」宅での宿泊に対し、さほど身構えた様子も見られないから、当時「平人」が「宮番」の甚兵衛宅に泊まるのは、珍しいことではなかったのかもしれない。

これは、甚兵衛およびその一家が、公権力による被差別民と「平人」との

分離規制に対して比較的柔軟に生きていた日常生活の一面を彷彿させる。

単なる憶測に過ぎないが、事件後、庄屋七右衛門は「閉戸」（文政4年11月）、幸吉も同じく「閉戸」（文政5年2月）に処せられた。事件が発生した、いわば管理責任が問われたのであろう。利右衛門止泊に対する「お咎め」ではなかったと推測する<sup>38)</sup>。

松陰が草した碑文には、甚兵衛・幸吉・勇助はともに「宮番」で、「三人任侠自負」「劍客博徒、往往過焉<sup>39)</sup>」と書し、甚兵衛たち「宮番」の法的規制の枠を超えた人的交流の態様を思い浮かべることができる。こうした日常生活の有り様も差別支配に対する闘いの一形態であった。利右衛門の止宿は、そのような人的交流の一コマを物語るのではなかろうか。

#### ⑨近年の研究史上における登波の評価

登波という人物とその行動は、「烈婦」「奇特の者」「抜群の孝義感心の事」「女性の身で仇討ち」などと評価され、松陰にいたっては、これを「天晴れ大和魂の凝固せる士大夫にも愧じざる節操なり。」と絶賛した。近年の被差別民解放史研究史上においても、以下の論者による歴史的評価が提示されている。

◎田中彰「長州藩部落解放史覚書—幕末期を中心に—」（『部落』69, 1955年）＝幕末被差別民の経済的実力がもはや無視できない状況となり、その生産力の発展を背景として解放への第一歩を踏み出していたころ、とわの敵討ちがあった。（18頁）

◎布引敏雄『長州藩部落解放史研究』（三一書房、1980年）＝近世初期より不断に行われた被差別民の解放闘争を、生産闘争（被差別民の「家職」への固定化に対する「家職」以外の職業への進出）、脱賤闘争（他身分との交際、他身分への混入など）、天保一揆以後の、差別・抑圧に対する団結して解放をみざす闘い、に整理区分し、登波のそれを、解放闘争のなかに位置づけた。（30～32, 146～168各頁その他）

◎北川健「近世後期長州藩の賤民外延の拡大と後退—文政期山口『穢多之事書集』の歴史的位相」（『山口県文書館研究紀要』6, 1979年）＝それは苛酷な差別のもとで培われてきた強靱な人間主張の意志と行動の表出であ

る（68～69頁）。同氏執筆編集、田中彰監修『防長風土注進案と同和問題』＜『防長風土注進案』付録＞（山口県文書館、1983年）＝武士階級の倫理をみずからに課し、これを実践体現することでみずから人間宣言を果たしている（28～33頁）。同氏『『防長風土注進案』と部落の歴史』（後藤陽一 小林茂編『近世中国被差別部落民史研究』《明石書店、1986年》）でも、こうした人間宣言を果たすための「苛烈厳酷の行動が諸人の共感を呼ぶ。」（244頁）と述べた。

◎広田暢久 利岡俊昭「山口」（『部落の歴史 西日本篇』《部落問題研究所、1983年》）＝長州藩における「平人混入」の諸事例を三つの形態、①己が分を弁まえず、平人に対し法外の挨拶をするもの、②身分を偽って平人に紛れ脱賤化をはかるもの、③平人と婚姻いたすものに分類したが、このような「平人混入」という脱賤民化の動きを、布引氏のように脱賤闘争と評価する見解を批判し、「むしろ人間解放を求める自然発生的な動きと捉えるべきではないか」<sup>40)</sup>と主張している。

#### ⑩登波の闘い

先学諸氏の卓見に対し、確信のある自説を提示し得る段階ではないが、諸氏の見解・解釈を踏まえて、次のように登波の敵討ちを総括したい。

登波の敵討ちは、当時の、自らを位置づけた身分制差別に対する直接的抗議行動そのものではなかった。しかし、彼女の旅には「平人」女性にはない、身分差別による規制や重圧、あるいは恐怖があったに相違ない。だが、それに向かって主体的に、果敢に挑戦し、あらゆる困難を見事に乗り越えた旅であった。そして、自分なりに必要不可欠と判断した場合以外は、その身分を明かさず（もっとも、差別社会ではあえて明かす必要もないが）、「平人」のなかに「紛れ込み」、 「平人」から情報を得る一方、「宮番」などの被差別民が形成するネットワークをも利用した。幕藩体制の執拗な法的規制と、それに影響を受けた人々（世間）の陰湿な差別的言動と意識のなかで敵を捜し求める苛酷な旅だった。それはまた、同じ人間でありながら、理不尽な身分差別に苦しむ人間としての自己主張の旅でもあった。12年超におよぶ艱難辛苦の

旅は、心身ともに限界を遥かに超える、まさに闘いの連続であったろう。

布引氏が明確に整理したように、被差別民たちは、さまざまな差別と闘ってきた。身分差別に対する闘いには多様な形態がある。北川氏も言うように、確かに登波の敵討ちは、(日々苦しめられている)被差別民だからこそ達成できたのであろうが、それは、長い解放闘争における差別への多様な闘いの一形態と位置づけることができる。したがって、北川氏の見解に共感しつつ、一歩踏み込んで布引氏の解放闘争史上における闘い(「脱賤闘争」)とする位置づけに同調したい。

### おわりに

日本の職業的戦士集団たる武士の倫理大系を本格的に詳論した新渡戸稲造は、近世の武士の間で行われた敵討ちを、「人間が持って生まれた正確な平衡感覚の平等な正義感」<sup>41)</sup>の表れであり、このような倫理大系は、大衆からも追隨者を獲得した、と評した。敵討ちがしだいに民衆の間に広がったのは、その一証左だとされる。

しかし、身分の違いという障壁を乗り越えて行われた被差別民、とくに登波の敵討ちは、特権階級たる武士の実体験を遥かに凌駕した、想像を絶する苦難の所業であった。そこには武士や町人・百姓が想像できない身分差別という壁が立ち塞がっていた。この障壁を潜り抜けなければ所期の目的を達成できない被差別民にとっての敵討ちは、まさにそれ自体、差別への闘いでもあった。

岩五郎も登波も、この敵討ちをとおして、異なる身分を超えた同じ人間としての心情を行動で表し、その間における壮絶な艱難辛苦の業を成し遂げることで、人々に驚きと感動を与えた。その結果、登波は身分解放(「身分引き上げ」)を獲得した<sup>42)</sup>。幕藩権力もそれを認めざるを得なかった。

繰り返すが、両人の敵討ちは身分解放を求めての直接的行動ではなかった。しかし、その過程で、この日本における被差別民解放運動考察のための教訓



## 幕末における被差別民の敵討ち（2）

を提供してくれている。権力や法が理不尽に定め、そして、世間が陰に陽に締め付ける差別の枠を超えて生きた（「平人混入」「平人紛れ」）先人の勇気ある闘いに学ぶところは多大である。また、両人と接触・交流した「平人」たちの人間愛、そして正義感と勇気に満ちた言動も、身分解放への闘いに連帯し、これを支える力になったはずである。

身分解放への闘いは、なにも武器を持って集団で戦うことだけではない。岩五郎と登波の敵討ちは、被差別民解放への多様な闘いの一形態であった。

本稿は、去る2010年10月2日開催の部落解放・人権研究所歴史部会における筆者の拙い報告「幕末における被差別民の敵討ちをめぐって（試論）」の延長線上に位置づけられる小品である。当日、寺木伸明氏をはじめ、諸先学の方々から数多のご示教を賜ったことに深く感謝申し上げます。

最後に、この続編作成に際しても、仙台市博物館、白石市図書館、山口県文書館および下関市立長府図書館のご指導を仰いだ。お礼を申し上げます。

### 注

- 1) 白石市史編さん委員編集『白石市史5史料篇（下）』（白石市、1974年）安政6年7月の「書出」に見える（285頁）。「一書」とは、前稿で頻用した『刈田郡誌』を指す。半兵衛宅も酒造家である。門付けだから何軒もの家に立ち寄るわけで、清吉・半兵衛両家で飲酒した可能性もあり得る。
- 2) 群馬部落研・東毛地区近世史学習会「長吏身分内における『家来』階層の性格について」（『部落問題研究』93、1987年）。浅草長吏頭弾左衛門支配下の群馬でも「非人」は最下層だが、その身分内部に隷属的な「家来」と呼ばれる階層が形成されていた。「家来」は、召仕（使）・譜代・被官・下人とも呼ばれたという（124頁）。また、西木浩一「近世『賤民』身分の女性をめぐって」（総合女性史研究会編『日本女性史論集1 女性史の視座』《吉川弘文館、1997年》）99～125頁も参照。西木論文は、関東下野国佐野犬伏町の小頭の「家来」が他村小頭の「家来」の娘と縁組した事例を紹介している（237～238頁）。寺木伸明氏が紹介した「天王寺領内悲田院仲間宗旨御改帳」に見える「非人」身分の三つの階層、すなわち「悲田院仲間」および「手下新非人」「新屋敷手下非人」も、類似の事例であろう。（寺木伸明『近世身分と被差別民の諸相 <部落史の見直し>の途上から』《解放出版社、2000年》225～233頁）

このように、被差別民内の身分差別に関しては、全国各地の事例が報告されており、岩次郎と「弟子」の関係も類似の事例であろう。

近世身分制社会においては、在監者ですら、その身分・種類により糧食の種類・分量を異にした。牢屋のなかにまで身分差別が持ち込まれていた（財団法人刑務協会編集『日本近世行刑史稿 上』《財団法人矯正協会，1943年，1974年復刻》340頁）。その他、重松一義『日本獄制史の研究』（吉川弘文館，2005年）91～104頁。

3) 前掲『日本近世行刑史稿上』1034頁。赦に関しては同書1034～1061頁も参照。

4) 清水東四郎『宮城県通史』（仙台，新約社書店，1931年）219～221頁。

5) 1854年の、嘉永7年から安政元年への改元の理由は、「災異」（内裏炎上，地震，異国船屢来航）によるものとされる。改元に関しては，所功『年号の歴史—元号制度の史的的研究—』（雄山閣出版，1988年），とくに89～107頁，および同書巻末〔付表1〕「日本年号改元要覧」261頁。平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社，1960年）1023～1055頁にも詳しい叙述がある。その他，ダニエル・V・ボツマン著，小林朋則訳『血塗られた慈悲，笞打つ帝国。江戸から明治へ，刑罰はいかに権力を変えたのか？』（株式会社インターシフト，2009年）71～72頁。神植伊浅 保田藤古 文信孝 夫広夫弘『日本法制史』（青林書院，2010年）63～234頁。

このたびの恩赦が発令された年，白石城主の片倉家では景光（後の14代当主片倉小十郎景光）が誕生した（前稿参照）。まことに赦の発令ににふさわしい慶祝の年であった。

6) 『日本庶民生活史料集成 6』（三一書房，1968年）「雨中之鐘子」，師岡佑行「天明年間伏見騒動にみる身分引上げの問題 歴史におけるパラドックス」（『京都部落史研究所報』39，1981年）（2）～（3）頁，小林茂編『人権のあゆみ』（山川出版社，1984年）195～198頁。この新戒村民たちの申し出を記した裁判記録が「生野代官所文書」のいずこに収録されているのか，筆者は未確認である。

7) 前注（6）掲，師岡論文（1）～（4）頁，前注（6）掲，小林編著196～197頁。

8) 中尾健次編集『弾左衛門関係史料集 旧幕府引継書 1』（社団法人部落解放研究所，解放出版社，1995年）98～99頁。

「無宿」の刈り込め（「刈込」）に関しては，同書第2巻（1995年）229～250頁，同書（1995年）350～387頁。小林茂 芳賀登 三浦圭一 森杉夫 脇田修編集『部落史用語辞典』（柏書房，1985年第1刷，1990年新装版）100，175，187，244～246各頁その他。「足洗い」に関しても，同辞典18頁参照。

9) その他，身分引き上げに関しては，大坂の，身分を越えた二つの事例を詳論した畑中敏之「身分を越えるとき—雪踏をめぐる人びと—」（塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』《部落問題研究所出版部，1994年》）403～459頁，前注（5）掲，ダ

## 幕末における被差別民の敵討ち（2）

ニエル・V・ボツマン著108頁，白川部達夫 山本英二編『＜江戸＞の人と身分 2 村の身分と由緒』（吉川弘文館，2010年）179～180頁も参照。

10) 横山健堂『長周游覧記』（東京 郷土研究社，1930年）102頁。その他，山口県編『防長歴史暦』（マツノ書店，2001年，初版は1943年）にも歴史上の重要人物の一人にとわを掲げている（769頁）。しかし，長州においても問題がないわけではない。甚兵衛・松・勇助らの墓が発見されたことを報じた『毎日新聞』＜下関版＞（1984年3月8日付け）には，当時の長府図書館長が「（登波の敵討ちは）一般的にはすっかり忘れられている。」「時代からとり残されたもの」と述べ，山口県教育会編『山口県百科事典』（大和書房，1982年）「とわ登波」の項にも，単なる敵討ちとして取り上げ，登波の身分解放に関しては一言も触れていないということ指摘しておかねばならない。

11) 当時の長州藩内で，登波が女性であることを考慮する意見があったことについては，芳野金陵『譚故書余上』（1881年）「烈婦阿騰波伝」，前注（10）掲，横山著18，106各頁に見える。横山健堂は，仇討ちを認めなかったのは，「（藩が）仇を捕へて，法に処し，然る後登波に仇討の式を行はしむるの主意であった。」と記したが，藩が終始，こういう方針で一貫していたか，疑問もある。

なお，登波に関する文献として，吉村藤舟「仇討烈婦登波」（『郷土物語』第4輯，本地郷新聞社郷土史研究会，1927年），河上生「吉田松陰先生遺稿 烈婦登波の碑文」（『融和事業研究』10，1930年），油谷文化研究会『油谷文化史上巻』（1933年）第4課「復仇美談 烈婦登波」，土屋貞夫「女性の身で仇討—烈婦登波顕彰碑（油谷町）」（『防長歴史探訪（6）』《山口銀行，1994年》）を付け加えておく。

また，同じ芳野著には，龍之進自らが「津和野浪人」と称し，登波が龍之進の「塩屍」を蹴って踏み，胸を四たび刺したとか（36丁），吉村論文には，登波に（龍之進の）首を下げ渡したという記載「その首を孝女とはへ御下げ渡しとなり，…」（82～83頁）とあり，さらに，『当職所日記』を出典と明記した『油谷町史』（1990年，1030頁）と『新油谷町史』（2006年，498頁）の巻末「年表」（天保12年3月14日条）には，『とは』が敵枯木龍之進の首を持ち帰る」と記し，『油谷町略年表（改訂版）』（油谷町，1997年）には「登波はその首を持ち帰る（討賊始末）」とあるなど，龍之進の首の取り扱いに関しては，文献により多少の違いが見受けられる。おそらく，当局の許可を得た登波は，龍之進の首級を持ち帰って甚兵衛たちの霊前に報告したのであろう。

12) 前注（11）掲，芳野著には，登波の母は人（男）と駆落ちし，父の甚兵衛が3人の子（登波，姉の伊勢，弟の勇助）を連れて後を追った。下関辺りで母は死亡。甚兵衛たちは帰る当てもなく，「宮番」になった。登波は，下関にいた幸吉に養われ，

長じてその妻となり、川尻に向かった(34丁)とある。この登波一家の没落状況に関する経緯は、「討賊始末」とは異なり、かなり詳しい。芳野は、松下村塾の久坂玄瑞からの情報などにより、こういう記述を残したと思われる。この記事がどこまで真実かは定かでないが、かなり具体性を持っている。しかし、仮に一步を譲って、松陰がこのような経緯を、登波から聞いて知っていたとしても、この敵討ちの本質には関係のないことであり、また登波の名誉のためにも、上記のような経緯を取り上げる必要を、松陰は感じなかったであろう。

- 13) 山口県文書館編『防長風土注進案 22研究要覧』(山口県立山口図書館, 1966年) 32頁。
- 14) 『山口県史 史料編 近世2』(山口県編集発行, 2005年) 三 萩藩近世前期主要法制史料集, 282毛利綱広条々(郡中制法の事)条々, 万治三年(1660)九月十四日, 「町人他国出行之時」条, 913頁。山口県文書館編『山口県史料 近世編 法制下』(山口県文書館, 1977年)「御書付其外後規要集20」文政九戌年(1826)四月七日(他国出行往来手形の事) 569~570頁。
- 15) 深井甚三『幕藩制陸上交通の研究』(吉川弘文館, 1994年) 315~318頁, 同氏『近世女性旅と街道交通』(桂書房, 1995年) 151頁, 同氏『江戸の旅人たち』<歴史文化ライブラリー>(吉川弘文館, 1997年) 191~195頁, 同氏「近世中期以降の女旅・女抜け参りの旅の展開と具体相—東国を中心に—」(『国史談話会雑誌』30, 1989年)。深井氏は、武蔵国のある村で、組頭で弾左衛門配下の小頭を勤めた旧家の文書(『鈴木家文書』)などにより、被差別民が参宮などの旅に出た貴重な記録を紹介し、論述している。

また、深井氏とは別に、文政年間(1818~1829)に「穢多」身分の参宮禁止にもかかわらず、赤穂藩内の被差別民の兄弟が抜参宮に参加した貴重な事例の紹介と考察もある。(松岡秀夫「文政度抜参宮について」『兵庫史学』57, 1971年)

その他、近世女性の旅などに関しては、長野ひろ子「幕藩法と女性」(女性史総合研究会編『日本女性史 3近世』《東京大学出版会, 1982年》), 新城常三『庶民と旅の歴史』(日本放送出版協会, 1971年), 同氏『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房, 1982年), 西垣晴次編『伊那の信仰Ⅱ』(雄山閣, 1984年), 小暮紀久子「近世における女性の関所通行について—『箱根御関所日記書抜』にみられる通行手形を中心に—」(近世女性史研究会編『論集近世女性史』《吉川弘文館, 1986年》), 柴桂子『近世おんな旅日記』<歴史文化ライブラリー>(吉川弘文館, 1997年), 同氏『江戸期の女たちが見た東海道』(桂文庫, 2002年), 同氏『近世の女旅日記事典』(東京堂出版, 2005年), 神埼宣武『江戸の旅日記』<岩波新書>(岩波書店, 2004年), 田中智彦『聖地を巡る人と道』(岩田書店, 2004年)その他。

## 幕末における被差別民の敵討ち（2）

- 16) 「討賊始末」(山口県教育会編『吉田松陰全集4』<普及版>《岩波書店, 1938年》所収, 以下同じ) 432~434頁。
- 17) 前注(10) 掲, 横山著には「仇討ち旅行中は、<sup>(ママ)</sup> 八幡大明神と書いた一幅を肌身離さず所持し、遍路姿に、七首を一本肩から釣って、仇を逐うて六十余州、駆けまわった。」(104頁)とある。そして、画家の松浦松洞に言われて夫を捜しに出かけた時も、「着のみ着の袂、七首一本、肩から釣って、颯々と出掛けて行った。」(104頁)と記した。横山は、このような情報を得ていたのであろう。
- 18) 詳細は不明だが、「討賊始末」に事件後、幸吉は傷がもとで身体衰弱し、「一兩年は所詮病床勝ちにて田畠へも<sup>まうで</sup>得出ず、」(423頁)とあり、日ごろ幸吉は田畠を耕作していたようだ。
- 19) 金森敦子『関所抜け 江戸の女たちの冒険』(晶文社, 2001年)
- 20) 前注(15) 掲, 新城著133頁, その他134~151, 176~184各頁。
- 21) 前注(15) 掲, 深井著(1994年) 268頁。
- 22) 巡礼もどきの人々が「道の者」一行に紛れ込むことに関しては、下重清『「道の者」たちの十七世紀一徘徊する人びとの実像にせまる』(小田原近世史研究会編『交流の社会史一道・川と地域一』《岩田書院, 2005年》) 140~142頁。
- 23) 前注(11) 掲, 芳野著35丁。登波自身も、この旅を「十二ヶ年の間野隊の艱難辛苦」(「討賊始末」452頁)と表白していた。
- 24) 「討賊始末」427頁。
- 25) 「討賊始末」435頁。例えば、前注(11) 掲『油谷文化史』には「亀松は、その義侠心から、登波が辞退したにもかかわらずどうしても聞き入れませんでした。」(12頁)と、亀松が藩当局に提出した「申上候事」とはまったく逆の心情を吐露した記載がある。『油谷文化史』の記載がより真実に近いと推考する。
- 26) 「平人」の、被差別民に対する複雑な意識構造に関しては、とりあえず前注(6) 掲, 師岡論文(2)~(3)頁, 前注(6) 掲, 小林編著197~198頁。
- 27) 「討賊始末」429頁。
- 28) 「討賊始末」449~450頁。被差別民が行刑の下役を務めさせられていたことに関しては、塚田孝「処刑と晒しの場・『見苦しく』見せる」(『朝日百科 歴史を読みなおす⑤近世「行列と見世物」』《朝日新聞社, 1996年》54~55頁)に簡明な解説がある。
- 29) 松下志朗『近世九州の差別と周縁民衆』(海鳥社, 2004年) 7~9, 104~115, 122~135, 152~154各頁。
- 30) 小倉藩に関しては、中村正夫, 松崎武俊「豊前小倉藩の部落政策一法令を中心として」(『部落解放史 ふくおか』2, 1975年)がある。
- 31) 前注(5) 掲, 平松著233~238, 648各頁, 阿部善雄『目明し金十郎の生涯 江戸

時代庶民生活の実像』＜中公新書＞（中央公論社，1981年）6～7頁，前注（5）掲，ダニエル・V・ボツマン著135～136頁。

32) 「討賊始末」423頁。

33) 「討賊始末」442頁。

34) 彦山（英彦山）信仰に関しては，前注（15）掲，新城著983～985頁。彦山の社会状況に関しては，田川郷土研究会編集『増補英彦山』（葦書房，1978年）113～220頁もあるが，龍之進のような流浪する人々の具体相は明らかでない。

35) 現江津市の大宝坊は，石見国二宮と呼ばれる<sup>たばと</sup>多鳩神社（多鳩ノ神社，式内県社）の別当の一で，真言宗高野派に属す。那賀郡共進会・展覧会協賛会編集『那賀郡誌』（臨川書店，1986年復刻版，初版は1916年）143，259，267，294～296各頁，大島幾太郎『那賀郡史』（旧・那賀郡教育会，大島韓太郎発行，1970年，1976年再発行）42，432各頁。

龍之進存命中の京都中山殿大納言といえは，中山<sup>ただやす</sup>忠能（文化6年《1809》～明治21年《1888》）を指すのであろう。この中山家は藤原北家の花山院流。代々大納言に任ぜられたとある（野島寿三郎編『公卿人名大事典』《中外アソシエーツ株式会社，1994年》585～586頁）。忠能は，嘉永5年（1852）9月，後に明治天皇となる祐宮を産んだ権典侍中山<sup>よしこ</sup>慶子の父（高橋博『近世の朝廷と女官制度』《吉川弘文館，2009年》12，18，19各頁）。「森石見」なる人物は，日本史籍協会編『中山忠能日記（原題正心誠意）1～4』（東京大学出版会，1973年覆刻，初版は1916年），日本史籍協会編『中山忠能履歴資料1～10』（東京大学出版会，1973～1975年覆刻，初版は1932～1935年）にその名は見えない。森秀斎（齊）や中山殿御内大口甲斐守などという人物は登場するが。さらに，『地下家伝5』（『覆刻日本古典全集』《現代思潮社，1978年》）27「中山家 諸大夫侍家伝」（1469～70頁），下橋敬長述 羽倉敬尚注『幕末の宮廷』＜東洋文庫＞《平凡社，1979年》305，357各頁）も調査したが，森石見の名は登場しない。後考に俟つ。

久留米領三潞郡福光大庄屋内田市太郎に関しては，ご当地の研究者の間ではよく知られた人物かも知れない。久留米市史編さん委員会編集『久留米市史2』（1982年）所収「文化年間以降の組名・大庄屋」（543頁）には大庄屋内田の名が見える。ご多分に漏れず，久留米でも当時，大庄屋の窮乏が深刻化し，借銀の返済，やりくりで苦慮していたようだ。

36) 「討賊始末」419頁。

37) 事件直後の取調べの際の利右衛門たちの「口書」（文政4巳年《1821》11月11日）に関しては，「浪人枯木龍之進於瀧部村宮番甚兵衛其外切害ニ関スル取調控」（現下関市立長府図書館所蔵・写本，およびこれを木村一郎が写し（昭和12年11月10日），

## 幕末における被差別民の敵討ち（2）

厨川肇が校訂した（同年11月12日）「浪人枯木龍之進於瀧部村宮番甚兵衛其外切害に関する取調控」（山口県文書館所蔵）を参照した。どちらも書の扉には、「取調控」を「取調書控」と記す。

附野に関しては、高橋文雄『続・山口県地名考』（山口県地名研究所、1979年）171頁、『山口県の地名』〈日本歴史地名大系36〉（平凡社、1980年）539頁、狗留孫山に關しても、同書258～259、495、516～517、532各頁。

38) 庄屋と幸吉の「閉戸」に関しては、『常御仕置帳頭書』文政4年（1821）11月、および同5年2月の各条に見える。この事実は本文所引布引著の卷末所収「長州藩部落史年表」（312頁）に教えられた。近世、幕府の刑罰組織のなかで士族に対して科せられた監禁罪の一つに「閉門」（50日・100日）があり、庶民には「閉戸」（しめど・戸メ、20日・30日・100日）があった。「閉戸」は「門戸を鎖し営業を停止する」刑とされる。（前注《2》掲『日本近世行刑史稿 上』8～9頁）

39) 「討賊始末」460頁。

40) 松陰は、登波の敵討ちを絶賛し、人間平等観に立脚した「賤民」観を唱えたが、この松陰を、部落解放運動の先駆者と言い切った森田惣七『吉田松陰の人間観』（文芸社、2001年、106頁）も、ことの当否はともかく、ここに挙げておく。

41) 新渡戸稲造著 山本博文訳・解説『現代語訳 武士道』〈ちくま新書〉（筑摩書房、2010年）140頁その他。

42) 百姓・町人が敵討ち後に武士身分になったという事例も、文献資料は乏しい。筆者の知見の範囲だが、天明3年（1783）下総国相馬郡早尾村百姓庄蔵の子富吉が牛込の行元寺で父の仇を討ち、その後、旗本の家来（禄百石）に取り立てられた例がある。（平出鏗二郎『敵討』《文昌閣、1909年》91～97頁、氏家幹人『かたき討ち 復讐の作法』〈中公新書〉《中央公論新社、2007年》224～226頁）

[追記] 前稿において、次の四か所に誤りがあったので、この場を借りてお詫びし、訂正させていただく。177頁上から5行目の「近松」を「富吉」に、181頁下から1行目の「諸国」を「領国」に、210頁上から6行目の「9日」を「8日」に、それぞれ改め、212頁上から13行目の「獄」と「被」の間に「中に仮埋に」の5文字を挿入する。以上である。